別記様式第４号（条例第１０条第１項、第１６条第１項・第２項／規則第１２条第１項・第３項）

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （あて先）  大津市長　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）  申請者　住所 〒  ふりがな  氏　名  電話（　　　）　　　－  条例第１０条第１項  条例第１６条第１項・第２項  大津市屋外広告物条例　　　　　　　　　　　　　　　　の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| １種類  直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。 | | ( )自家用 ( )非自家用 ( )その他[ ] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ( )屋上 ( )壁面 ( )突出 ( )野立 ( )禁止物件添加 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ( )広告板 ( )広告塔 ( )立看板 ( )広告旗 ( )はり紙 ( )はり札  ( )電柱等 ( )アーチ ( )広告幕 ( )ｱﾄﾞﾊﾞﾙｰﾝ ( )ぼんぼり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ２規模及び数量 | | 地 上 高 | | | | 縦 | | | 横 | | | | 面 数 | | 面 積 | | | 数 量 |
| ｍ | | | | ｍ | | | ｍ | | | | 面 | | ㎡ | | | 個 |
| ３主要な材料 | | (　)金属[ ] (　)木 (　)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (　)その他[ ] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ４表示(設置)期間 | | 年 月 日～　　 年　　月　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ５建築基準法に  よる工作物の  確認 | ( )不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | | | | ６道路法による  道路の占用の  許可 | | | | | | ( )不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | | | ７道路交通法に  よる道路の  使用の許可 | | ( )不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | | |
| ８表示（設置）に係  る場所（区域） | | 大津市 | | | | | 条例上の地域区分等 | | | (　)禁止地域  (　)許可地域（ 第1種 ・ 第２種 ・ 第３種）  (　)景観保全型広告整備地区（　　　　　　地区）  (　)眺望景観保全地域（　　　　　 地域）  (　)指定沿道及び沿線地域  （鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道） | | | | | | | | |
| ９都市計画法等で定める地域地区の区分 | | (　)第1種・第2種低層住居専用地域  (　)第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域(　)近隣商業・商業地域、(　)準工業・工業・工業専用地域  (　)風致地区、(　)伝統的建造物群保存地区、(　)北部湖岸眺望景観保全地域  (　)歴史的風土保存区域、(　)市街化調整区域、(　)地区計画（　　　　　地区） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10管理者 | | 住　所  氏 名 | 電話（ ）　　 － | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資格等 | (　)登録試験機関の試験合格者(　)講習会修了者  (　)職業訓練指導員免許所持者(　)技能検定合格者  (　)職業訓練修了者(　)不要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※受　　付　　欄 | | ※手数料 | | ※決裁区分 | | | | ※決裁権者 | | | | ※課 員 | | | | | ※担当者 | |
|  | | 円 | |  | | | |  | | | |  | | | | |  | |
| ※許　可　条　件 | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※許 可 番 号 | | 年　 月　　日　大津市指令都都屋　第　　　　　　　　号 | | | | | | | | | | | | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※裏面にも記載事項があります。

(裏）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 11工事施行者 | 住　所  氏 名 | 電話（ ）　　 － | | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | 年 月 日 大津市屋外広告業登録第 　　号 | |
| 12土地(物件)の所  有者等の承諾 | 本件広告物等の表示(設置)の承諾者  住　所  氏 名 　　 　　 電話（ ）　　 － | | | |
| 13  写 真 ちょう 付 欄 | | | | |
| 14許可番号等  新規の許可申請にあっては、記入する必要はありま せん。 | 許可番号 | | | 年 月 日　大津市指令都都屋 第　　　　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | | | 年　月　日～　 　年　月　日（　　年・　月間） |

注 １　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 表示し、又は設置する場所を示す地図

(2) 色彩及び意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面

(4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）

(6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が条例第37条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(7)　大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等

２ 変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類のほか、変更に係る注１(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

３ 継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 注１(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

(2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

５　該当する( )内に印を付すこと。

６ ※欄は、記入しないこと。

別記様式第４号（条例第１０条第１項、第１６条第１項・第２項／規則第１２条第１項・第３項）

**副**

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （あて先）  大津市長　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）  申請者　住所 〒    氏　名    電話( ) －  条例第１０条第１項  条例第１６条第１項・第２項  大津市屋外広告物条例　　　　　　　　　　　　　　　　の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| １種類  直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。 | | ( )自家用 (　)非自家用 ( )その他[ ] | | | | | | | | | | | | |
| ( )屋上 (　)壁面 ( )突出 ( )野立 ( )禁止物件添加 | | | | | | | | | | | | |
| (　)広告板 ( )広告塔 ( )立看板 ( )広告旗 ( )はり紙 ( )はり札  ( )電柱等 ( )アーチ ( )広告幕 ( )ｱﾄﾞﾊﾞﾙｰﾝ ( )ぼんぼり | | | | | | | | | | | | |
| ２規模及び数量 | | 地 上 高 | | | 縦 | | 横 | | | 面 数 | | 面 積 | | 数 量 |
| ｍ | | | ｍ | | ｍ | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| ３主要な材料 | | (　)金属[ ] (　)木 (　)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (　)その他[　　　　 ] | | | | | | | | | | | | |
| ４表示(設置)期間 | | 年 月 日～　　 年　　月　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | | | | | |
| ５建築基準法に  よる工作物の  確認 | (　)不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | | | ６道路法による  道路の占用の  許可 | | | | | ( )不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | | ７道路交通法に  よる道路の使  用の許可 | | ( )不要 ( )有  ( )申請中  ( )未申請 | |
| ８表示（設置）に係  る場所（区域） | | 大津市 | | | | 条例上の地域区分等 | | (　)禁止地域  ( )許可地域（ 第1種 ・ 第２種 ・ 第３種）  (　)景観保全型広告整備地区（　　　　　　地区）  (　)眺望景観保全地域（　　　　　 地域）  (　)指定沿道及び沿線地域  （鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道） | | | | | | |
| ９都市計画法等で定める地域地区の区分 | | (　)第1種・第2種低層住居専用地域  (　)第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域( )近隣商業・商業地域、(　)準工業・工業・工業専用地域  (　)風致地区、(　)伝統的建造物群保存地区、(　)北部湖岸眺望景観保全地域  (　)歴史的風土保存区域、(　)市街化調整区域、(　)地区計画（　　　　　地区） | | | | | | | | | | | | |
| 10管理者 | | 住　所  氏 名 | 電話（ ）　　 － | | | | | | | | | | | |
| 資格等 | ( )登録試験機関の試験合格者(　)講習会修了者  (　)職業訓練指導員免許所持者(　)技能検定合格者  (　)職業訓練修了者(　)不要 | | | | | | | | | | | |
| ※　大津市指令都都屋 第　　　　　　　　号  本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、大津市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　月　　日  許可条件 | | | | | | | | | | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※裏面にも記載事項があります。(裏）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 11工事施行者 | 住　所  氏 名 | 電話（ ）　　 － | | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | 年 月 日 大津市屋外広告業登録第 　号 | |
| 12土地(物件)の所  有者等の承諾 | 本件広告物等の表示（設置）の承諾者  住　所  氏　名  　　　　 　電話（ ）　　 － | | | |
| 13  写 真 ちょう 付 欄 | | | | |
| 14許可番号等  新規の許可申請にあっては、記入する必要はありま せん。 | 許可番号 | | | 年 月 日　大津市指令都都屋 第　　　　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | | | 年　月　日～　 　年　月　日（ 　年・　月間） |

注 １　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 表示し、又は設置する場所を示す地図

(2) 色彩及び意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面

(4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）

(6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が条例第37条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(7)　大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等

２ 変更の許可申請にあっては、注１(1)に掲げる書類のほか、変更に係る注１(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

３ 継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 注１(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

(2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

５　該当する( )内に印を付すこと。

６ ※欄は、記入しないこと。

※この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、大津市長に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。